

改正

昭和48年3月23日条例第10号
昭和53年12月21日条例第41号
昭和55年9月29日条例第32号
昭和59年9月21日条例第25号
昭和60年3月28日条例第11号
平成6年12月19日条例第24号
平成12年3月24日条例第40号
平成12年12月18日条例第70号
平成13年3月21日条例第10号
平成14年9月30日条例第32号
平成15年6月19日条例第19号
平成16年6月18日条例第15号
平成17年9月26日条例第82号
平成18年9月15日条例第19号
平成20年3月14日条例第13号
平成20年6月18日条例第26号
平成21年3月12日条例第6号
平成23年6月22日条例第10号
平成24年3月14日条例第3号
平成27年6月25日条例第23号

幕別町子ども医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもに対し医療費の一部を助成し、子どもの保健向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親権者、後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「医療費」とは、子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、その額を控除した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

5 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

6 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規

定により一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有する子ども（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記録されている者）で次の各号に該当する者とする。

- (1) 医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者であること。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている子どもでないこと。

(助成の範囲)

第4条 町長は、対象者に係る医療費から食事療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額を保護者に助成する。

- 2 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第30号）により、医療費の助成が受けられる者については、同条例を優先して適用させるものとし、同条例の規定により一部負担金を負担した子どもについては、当該一部負担金相当額を助成する。

(受給者証の交付)

第5条 町長は第3条の規定により、医療費の助成を受ける資格があると認めたと者に子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

(受給者証の提示)

第6条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、医療保険各法の規定により指定を受けた保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、町長がその助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、保護者に支払うことにより行うことができる。

(届出の義務)

第8条 保護者は、受給者が次の各号のいずれかに該当することになったときは速やかにその旨を町長に届出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 医療の給付の根拠となる法令の種類、組合員証若しくは被保険者証の番号又は保険者の名称若しくは住所に変更があったとき。
- (4) 受給者が死亡したとき。

(助成の始期)

第9条 この条例による医療費の助成は、町長が第5条の規定により認めた日の属する月の初日以後に行われた医療について行う。

(助成金の返還)

第10条 偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、町長はその者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任規定)

第11条 この条例の施行について必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
(忠類村の編入に伴う経過措置)
- 2 忠類村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、忠類村乳幼児医療費の助成に関する条例（昭

和48年忠類村条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 編入日から平成18年9月30日までの間に限り、編入前の忠類村の区域内に住所を有する者であつて、この条例による受給者であるものに対する助成の額については、第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和48年3月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年12月21日条例第41号)

この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則 (昭和55年9月29日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年8月1日から適用する。

附 則 (昭和59年9月21日条例第25号)

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
2 改正前の幕別町乳幼児医療費助成条例(以下「条例」という。)第2条第3項第4号に規定する日雇労働者健康保険法(昭和28年法律第207号)の規定により、この条例の施行日の前日までに行われた医療については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月28日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年12月19日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
(標準負担額に関する経過措置)
2 平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則 (平成12年3月24日条例第40号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月18日条例第70号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月21日条例第10号)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年10月1日から施行する。
2 第2条の改正規定は、平成13年1月1日から適用する。
3 平成13年3月31日以前に現にこの条例による改正前の幕別町乳幼児医療費助成条例の規定により受給資格を有していた者に係る助成については、この条例による改正後の幕別町乳幼児医療費助成条例第3条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成14年9月30日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
(適用区分)
2 改正後の幕別町乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年6月19日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。
(適用区分)
2 改正後の幕別町乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 6 月18日 条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。
（適用区分）
- 2 改正後の幕別町乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 9 月26日 条例第82号）

この条例は、平成18年 2 月 6 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月15日 条例第19号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月14日 条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の幕別町乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 6 月18日 条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の幕別町乳幼児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 3 月12日 条例第 6 号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 6 月22日 条例第10号）

（施行規則）

- 1 この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の幕別町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月14日 条例第 3 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による外国人登録原票に登録されている者」を削る部分は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月25日 条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の幕別町子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

改正

平成13年9月28日規則第23号
平成14年10月1日規則第27号
平成15年9月30日規則第17号
平成16年7月29日規則第14号
平成17年4月1日規則第15号の2
平成18年1月16日規則第11号
平成18年9月25日規則第119号
平成20年2月20日規則第7号
平成23年3月31日規則第5号
平成23年7月28日規則第14号
平成24年4月1日規則第21号
平成27年6月25日規則第15号
平成28年3月25日規則第9号

幕別町子ども医療費助成条例施行規則

幕別町乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和52年10月25日規則第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、幕別町子ども医療費助成条例（昭和47年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条及び第3条 削除

（受給者証の交付申請）

第4条 条例第3条の規定による対象者が医療費の助成を受けようとするときは、子ども医療費受給者証交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- （1）医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類（以下「被保険者証等」という。）
- （2）条例第2条第2項に規定する保護者（子どもの生計を主として維持する者に限る。）の所得の状況を明らかにする書類
- （3）対象者が市町村民税世帯非課税者である場合は、市町村民税世帯非課税者であることを確認できる書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（受給者証の交付等）

第5条 町長は、前条の規定により申請書を受領したときは、その内容を審査し、その者が対象者であると認めるときは、子ども医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証の有効期限は、毎年7月31日までとし、申請により更新するものとする。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。

3 町長は、第1項の規定による審査の結果、条例第3条の規定に該当しないことを確認したときは、当該申請者に子ども医療費受給資格者申請却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 受給者証をき損又は亡失したときは、子ども医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）を町長に提出し、再交付を受けなければならない。

（受給者証の更新申請）

第6条 前条第2項の規定により受給者証の更新を受けようとする者は、子ども医療費受給者証更新申請書（様式第1号。以下「更新申請書」という。）に、第4条第1項各号に掲げる書類を添え、町長に提出するものとする。

(受給者証更新申請の特例)

第7条 町長は、前条の規定にかかわらず、受給者の資格要件を公簿等により確認できるときは、更新申請書に代えて職権で受給者証の更新をすることができる。

2 町長は、前項の場合において、受給者が条例第3条の規定に該当しなくなったときは、子ども医療費受給事由消滅通知書(様式第5号)により、受給者に通知しなければならない。

(受給者証の提示)

第8条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証に被保険者証を添えて提示するものとする。

第9条 削除

(支給の申請)

第10条 条例第7条第1項の規定による子ども医療費の支給の申請は、保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)が、子ども医療費助成申請書(様式第6号の1)及び子ども医療費申請内訳書(様式第6号の2)を町長に提出することにより行うものとする。

2 前項の請求は、月の初日から末日までの分を翌月の10日までに提出しなければならない。

3 条例第7条第2項の規定による子ども医療費の支給の申請は、保護者が、子ども医療費助成金支給申請書(様式第7号の1)を町長に提出することにより行うものとする。

(支給の決定)

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の定めるところにより支給するものとする。

(1) 前条第1項の場合 申請内容を審査し、助成額を決定し子ども医療費助成決定通知書(様式第8号の1)により支給決定の通知を行い、支給するものとする。

(2) 前条第3項の場合 申請内容を審査し、助成額を決定し子ども医療費助成金支給決定通知書(様式第8号の2)により支給決定の通知を行い、支給するものとする。

(受給資格の喪失及び受給者証の返還)

第12条 受給資格者が条例第3条の規定による受給資格を喪失したときは、すみやかに受給者証を町長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第13条 受給者の保護者は、条例第8条の各号のいずれかに該当するに至ったときは、子ども医療費受給者住所等変更届(様式第9号)、又は子ども医療費受給資格喪失届(様式第10号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、変更事由を公簿等によって確認することができるときは書類の提出を省略させることができる。

(権利の消滅)

第14条 条例第4条の規定による助成を受けることができる権利は、受給資格者が保険医療機関等において療養の給付を受けた日の翌月の初日から起算して3年を経過したときは消滅する。

(受給者台帳の備付け)

第15条 町長は、子ども医療費受給者台帳(様式第11号)を備付けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(幕別町乳幼児医療費助成条例施行規則の廃止)

2 幕別町乳幼児医療費助成条例施行規則(昭和52年10月25日規則第23号)は廃止する。

(忠類村の編入に伴う経過措置)

3 忠類村の編入の日前に、忠類村乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年忠類村規則第7号)の規定によりなされた受給者証の交付申請は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成13年9月28日規則第23号)

この規則は、交付の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成14年10月1日規則第27号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年9月30日規則第17号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年7月29日規則第14号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、この規則を施行するために必要な申請等の
手続その他の準備等の行為は、施行日前においてもおこなうことができる。

附 則（平成17年4月1日規則第15号の2）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月16日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年2月6日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の幕別町乳幼児医療費助成条例施行規則第3条第1項、第5条第2項及び別表の規定は、
平成19年以後の受給者証の有効期限等について適用し、平成18年の受給者証の有効期限等について
は、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月25日規則第119号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年2月20日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の幕別町乳幼児医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以
下「施行日」という。）以後に受けた医療について適用し、施行日前に受けた医療については、な
お従前の例による。

附 則（平成23年3月31日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の幕別町乳幼児等医療費助成条例施行規則の規定は、平成20年10月1日以
後に受けた医療について適用し、平成20年10月1日より前に受けた医療については、なお従前の例
による。

附 則（平成23年7月28日規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。ただし、この規則を施行するために必要な申請等
の手続その他の準備等の行為は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

2 改正前の幕別町乳幼児等医療費助成条例施行規則第4条の規定に基づき申請を行った者は、改正
後の幕別町子ども医療費助成条例施行規則第4条により申請を行ったものとみなす。

（適用区分）

3 この規則による改正後の幕別町子ども医療費助成条例施行規則の規定は、平成23年10月1日以後
に受けた医療について適用し、平成23年10月1日より前に受けた医療については、なお従前の例に
よる。

附 則（平成24年4月1日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成24年4月1日から同年5月31日までの間は、別表の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、
それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

児童手当法施行令（昭和46年政令第281号） 第1条に定める額	児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第113号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下この項において「旧児童手当法施行令」という。）第11条において準用する第1条に定める額（第11条において読み替えた後の額）
児童手当法施行令第2条	旧児童手当法施行令第11条において準用する第2条
児童手当法施行令第3条	旧児童手当法施行令第11条において準用する第3条

附 則（平成27年6月25日規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。ただし、この規則を施行するために必要な申請等の手続その他の準備等の行為は、施行日前においても行うことができる。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の幕別町子ども医療費助成条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療について適用し、施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条・第6条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号の1（第10条関係）

様式第6号の2（第10条関係）

様式第7号の1（第10条関係）

様式第8号の1（第11条関係）

様式第8号の2（第11条関係）

様式第9号（第13条関係）

様式第10号（第13条関係）

様式第11号（第15条関係）

様式第1号（第4条・第6条関係）

子ども医療費受給者証（交付・更新）申請書

年 月 日

保護者	住 所	郵便番号	
	氏 名		
	対 象 者 との続柄		電話 —

幕別町長 様

下記のとおり子ども医療費受給者証の交付を申請します。

記

※ 受 給 者 番 号							
申 請 内 容	対 象 者 の 状 況	ふりがな			住 所 郵便番号 電話 —		
		対 象 者					
		生 年 月 日	年 月 日 (歳)				
	医 療 保 険	ふりがな			住 所 電話 —		
		保 護 者					
		対象者との続柄					
添 付 書 類	種 別	政・組・日・船・ 共・国	記 号 番 号		附 加 給 付	有・無	
	被保険者 (世帯主)			被保険 者証発 行機関			
	受 給 者 証 交 付 申 請 事 由	1 出生のため 2 転入してきたため 3 その他 ()		交 付 事 由 発 生 年 月 日	年 月 日		
※ 決 定 欄	課長		係長		係		決 定 年 月 日
	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を交付する。 2 次の理由により上記申請を却下する。						
却 下 理 由							
(注) 申請者は※欄は記入しないでください。						世帯番号	
						個人番号	

（表 面）

（裏 面）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">乳</div>		子ども医療費受給者証	
記号	北-211	番号	
受給者	住所		
	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名 及び印		北海道中川郡 幕別町長 印	
交付年月日		年 月 日	
備考	①入院時の食事療養標準負担額は、自己負担となります。		

注 意 事 項

- 1 この受給者証で十勝管内の保険医療機関等において診療を受ける際には、次の一部負担金を支払ってください。
 - ・入院時の食事療養標準負担額
- 2 十勝管内以外の保険医療機関等において診療を受ける際には、自己負担額（未就学児は2割、小中学生は3割）を支払ってください。保険医療機関等が発行する領収証を添えて町に申請後に、助成額を支払います。
- 3 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険の被保険者証（または組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。

また、「重度心身障害者医療費受給者証」または、「ひとり親家庭等医療費受給者証」をお持ちの方は、上記に併せて窓口へ提出してください。
- 4 転出等により受給者の資格がなくなったときは、すみやかにこの証を町長に返してください。
- 5 住所、氏名に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて町長にその旨を届け出てください。
- 6 加入している医療保険、又はその内容に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて、町長にその旨を届け出てください。
- 7 この証を破ったり、汚したり、または紛失したりしたときは、再交付を受けて下さい。
- 8 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、すみやかに町長に返してください。
- 9 不正にこの証を使用した者は、刑法により処分を受けます。

様式第3号（第5条関係）

（文書番号）

年 月 日

様

幕別町長

印

子ども医療費受給者証交付申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった子ども医療費受給者証交付申請については、次の事由により却下しましたので通知します。

（理 由）

不服の申立等

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、幕別町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、幕別町（訴訟において幕別町を代表する者は、幕別町長となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様式第4号（第5条関係）

子ども医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

申請者	住 所		
	氏 名		
	対 象 者 との続柄		電話 —

幕別町長 様

下記の理由により子ども医療費受給者証の再交付を申請します。

記

申 請 内 容	受給	氏 名				受給者番号		
		住 所	郵便番号					
	再 付 の 理 由	1 破損した 2 汚損した 3 紛失した 4 その他 ()						
※ 決 定 欄	課 長		係 長		係		決 定 年月日	年 月 日
	1 上記申請内容を審査の結果、適当と認められたので受給者証を再交付する。 2 次の理由により上記申請を却下する。							
	却 下 理 由							

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

様式第5号（第7条関係）

（文書番号）
年 月 日

様

幕別町長 印

子ども医療費受給事由消滅通知書

次のとおり子ども医療費の受給事由が消滅しましたので通知します。
また、さきに交付した受給者証を速やかにお返してください。

記

- 1 受給者氏名
- 2 消滅した日 年 月 日
- 3 消滅の理由

不服の申立等

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、幕別町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、幕別町（訴訟において幕別町を代表する者は、幕別町長となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

様式第6号の1 (第10条関係)

子ども医療費助成申請書

口座振替 指定欄	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義人	

年 月分を次のとおり申請します。

年 月 日

医療機関コード

幕別町長 様

医療 機関 等	住所	
	名称	
	氏名	⑩

申請 (医療機関等で記入する欄)

区 分	件 数	初 診	診療報酬請求 総 点 数	医 療 費	取扱手数料
申請額	入院	件	点	円	円
	入院外				円
	計				円

更正 (町村で記入する欄)

更正理由コード 1 該当者なし 2 計算誤り 3 重複請求 4 資格満了後受診
5 その他 6 医療機関と協議

更 正 内 訳	受給者 証番号	患者氏名	診療 区分	初診 回数	診療報酬請求 総 点 数	医 療 費	取扱 手 料	更正 理由	備考
				入外	回	点	円	円	
			入外						
			入外						
			入外						
			入外						
差引計	入院	件							
	入院外	件							

決定 (町村で記入する欄)

区 分	件 数	初 診	診療報酬請求 総 点 数	医 療 費	取扱手数料
決定額	入院	件	点	点	円
	入院外				円
	計				円

様式第8号の1 (第11条関係)

子ども医療費助成決定通知書

医療機関等	住所	
	名称	
	氏名	様

年 月 日

幕別町長

年 月申請分について、次のとおり決定したので通知します。

申請

区分	件数	初診	診療報酬請求総点数	医療費	取扱手数料
申請額	入院	件	件	点	円
	入院外				円
	計				円

更正

更正理由コード 1 該当者なし 2 計算誤り 3 重複請求 4 資格満了後受診 5 その他 6 医療機関と協議

更正内訳	受給者証番号	患者氏名	診療区分	初診回数	診療報酬請求総点数	医療費	取扱手数料	更正理由	備考
				入外	回	点	円	円	
			入外						
			入外						
			入外						
			入外						
差引計	入院		件						
	入院外		件						

決定

区分	件数	初診	診療報酬請求総点数	医療費	取扱手数料
決定額	入院	件	件	点	円
	入院外				円
	計				円

様式第8号の2 (第11条関係)

子ども医療費助成金支給決定通知書

(文書番号)

年 月 日

(保護者)

様

幕別町長

印

年 月 日付けで申請のあった幕別町子ども医療費助成金の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

受給者氏名			受給者番号	
審査決定額	自己負担額 ①	付加給付額 ②	給付制限額 ③	支給決定額 (①-②-③)
	円	円	円	円
受領の方法	指定口座に振り込み 現金で受領 ()		支給期日	年 月 日

(注) 現金で受領される方は、この決定通知書と印鑑をご持参のうえ、支給期日に上記受領場所でお受け取りください。

様式第9号（第13条関係）

子ども医療費受給者住所等変更届

年 月 日

届出者	住 所		
	氏 名		
	受給者との続柄		電話 —

幕別町長 様

下記のとおり住所等に変更がありましたのでお届けします。

記

受給者氏名				受給者番	受給者号					
変 更 事 項	住 所	新	郵便番号				変更	年 月 日		
		旧	郵便番号							
	受給者氏名	新					変更	年 月 日		
		旧								
	主たる生計維持者氏名	新					変更	年 月 日		
		旧								
	医 療 保 険	新	保険者名		記号番号		付加給付	有・無	変更	年 月 日
			旧					有・無		
		新	被保険者(世帯主)の氏名							
			旧							
	※ 処 理 欄	課長		係長		係		処理年月日	年 月 日	
	上記届出により次のとおり処理する。									
変 更 年 月 日	年 月 日	台帳整理	未・済	受給者証訂正	未・済	受給者証回収	未・済			

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

様式第10号（第13条関係）

子ども医療費受給資格喪失届

年 月 日

届出者	住 所		
	氏 名		
	受 給 者 との続柄		電話 —

幕別町長 様

下記の理由により子ども医療費受給資格が喪失しましたのでお届けします。

記

届 出 内 容	受給者	氏 名		受 給 者 番 号	
		住 所	郵便番号		
理由	資格喪失の理由	1 他の市町村へ転出 2 生活保護の受給開始 3 死亡 4 その他 ()			
		発 生 年 月 日	年 月 日		
※ 処 理 欄	課 長		係 長		係
	決定 年月日				
	年 月 日				
上記届出により次のとおり資格喪失の決定をする。					
	資格喪失 年 月 日	年 月 日	台帳整理	未・済	受給者証 回 収
			未・済		

(注) 申請者は※欄は記入しないでください。

様式第11号 (第15条関係)

子ども医療費受給者台帳

受給者番号		郵便番号		資格取得年月日		年月日		事由		世帯番号		個人番号	
住所		郵便番号		資格喪失年月日		年月日		事由		1 出生 2 転入 3 その他 ()		1 転出 2 12歳 3 その他 ()	
対象者氏名	性別	生年月日	生年月日	所得状況		更新状況		有効期限		入院通院とも有効 入院のみ有効			
				所得金額(円)	審査結果	更新状況	有効期限						
保護者氏名	男・女	生年月日	生年月日	該当・非該当	該当・非該当	未・済・職権							
被保険者(世帯主)	男・女	生年月日	生年月日	該当・非該当	該当・非該当	未・済・職権							
住所	記番号			該当・非該当	該当・非該当	未・済・職権							
保険種別	記番号			該当・非該当	該当・非該当	未・済・職権							
保険者	名称			年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
付加給付	住所			非・課	非・課	非・課	非・課	非・課	非・課	非・課	非・課	非・課	非・課
付加給付	付加給付の内容			有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
医療保険の状況													
町民税課税状況													
受給者証の更新状況													
備考													